

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年11月1日まで

私は、申立期間についてA社（現在は、C社に改称）のD出張所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立人は申立期間の勤務先をD出張所と主張しているが、商業登記簿及びC社が保管する「A社五十年史」から、申立期間はB支店であることが確認できる。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社E支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、異動日については、C社から提出された社員名簿より、申立人は昭和27年4月1日付けで当該事業所への転勤辞令を受けたことが確認でき、同年5月に着任したと申述していることから、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和27年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、当該事業所は、申立期間に適用事業所

としての記録が無いものの、同僚の証言等により、同事業所は法人事業所であり、5人以上の社員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間に厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明と回答しているものの、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

A 市 (現在は、B 市) に居住していた昭和 62 年 3 月に、私の妻が、市役所に確定申告に行った際、担当職員から「市の公共工事の指名競争入札の参加資格申請を出されていますが、前年度の国民年金保険料が未納になっているので参加資格が得られないんですよ。」と教えられたので、すぐに母親からお金を借りたりして夫婦二人分の昭和 61 年度の国民年金保険料をまとめて国民年金係に持参した。

国民年金保険料を担当者に払い、証明書を確定申告書に添えれば公共工事の指名競争入札の参加資格を得るには問題ないからと言われ、「昭和 61 年度国民年金保険料納付証明書」をもらった。昭和 62 年度に入ってから市の公共工事の指名競争入札に参加ができ落札できた。その時の「公共工事請負契約書」を持っている。

申立期間の国民年金保険料を納付したのに未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和 62 年 3 月に確定申告会場で公共工事の指名を受けるには国民年金保険料の納付が参加資格要件となっていることを聞き、昭和 62 年度の指名を受けるために、すぐに夫婦二人分の 61 年度の国民年金保険料を A 市の国民年金係で納付して、62 年 12 月に公共工事請負契約ができたと主張しているが、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間に係る

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、B市では、公共工事指名競争入札の参加資格要件として国民年金保険料の完納証明の取扱いが開始された時期は、平成元年度からと思われると回答している。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の妻は、昭和61年度の国民年金保険料を納付して、昭和62年12月に指名を受け公共工事を請けたとしているが、オンライン記録によると、翌年度である62年度の保険料については、免除申請を行っている上、63年度の保険料について平成元年4月28日、平成元年度の保険料について2年4月28日にそれぞれ一括納付していることが確認できることから、申立人夫婦が、入札の参加資格要件を得るために保険料の一括納付を行ったのは、昭和63年度からと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦の知り合いの同業者及びC協会からは、昭和61年度の国民年金保険料の納付が入札の参加資格要件であることの具体的な証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

A 市（現在は、B 市）に居住していた昭和 62 年 3 月に 市役所に確定申告に行った際、担当職員から「市の公共工事の指名競争入札の参加資格申請を出されていますが、前年度の国民年金保険料が未納になっているので参加資格が得られないんですよ。」と教えられたので、すぐに母親からお金を借りたりして夫婦二人分の昭和 61 年度の国民年金保険料をまとめて国民年金係に持参した。

国民年金保険料を担当者に払い、証明書を確定申告書に添えれば公共工事の指名競争入札の参加資格を得るには問題ないからと言われ、「昭和 61 年度国民年金保険料納付証明書」をもらった。昭和 62 年度に入ってから市の公共工事の指名競争入札に参加ができ落札できた。その時の「公共工事請負契約書」を持っている。

申立期間の国民年金保険料を納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月に確定申告会場で公共工事の指名を受けるには国民年金保険料の納付が参加資格要件となっていることを聞き、昭和 62 年度の指名を受けるために、すぐに夫婦二人分の 61 年度の国民年金保険料を A 市の国民年金係で納付して、62 年 12 月に公共工事請負契約ができたと主張しているが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、B 市では、公共工事指名競争入札の参加資格要件として国民年金保

険料の完納証明の取扱いが開始された時期は、平成元年度からと思われると回答している。

さらに、申立人は、昭和 61 年度の国民年金保険料を納付して、昭和 62 年 12 月に指名を受け公共工事を請けたとしているが、オンライン記録によると、翌年度である 62 年度の保険料については、免除申請を行っている上、63 年度の保険料について平成元年 4 月 28 日、平成元年度の保険料について 2 年 4 月 28 日にそれぞれ一括納付していることが確認できることから、申立人夫婦が、入札の参加資格要件を得るために保険料の一括納付を行ったのは、昭和 63 年度からと考えるのが自然である。

加えて、申立人夫婦の知り合いの同業者及びC協会からは、昭和 61 年度の国民年金保険料の納付が入札の参加資格要件であることの具体的な証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 689 (事案 656 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月までの期間、63 年 7 月から平成元年 8 月までの期間、2 年 2 月、同年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び 13 年 4 月から 14 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月から 61 年 6 月まで
② 昭和 63 年 7 月から平成元年 8 月まで
③ 平成 2 年 2 月
④ 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで
⑤ 平成 13 年 4 月から 14 年 2 月まで

申立期間について、領収証は紛失したが、納付と記載したメモが出てきたので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、失業した際にその都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を月々金融機関で納付していたと主張しているが、昭和 61 年 7 月から平成 2 年 4 月までの国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成 21 年 12 月 4 日及び 22 年 2 月 22 日に追加されていることから、申立期間①から④までは当時、連続して未納期間とされていたとみられる上、申立期間⑤については、国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見られるとして、既に当委員会の決定に基づく 23 年 4 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、納付月と「納付済」と書かれたメモ用紙を提出しているところ、当該メモには国民年金保険料を納付している昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間が記載されておらず、納付日及び保険料の金額等の具体的な納付状況が記載されていないことなどから、申立人がメモ書きをした時期を特定することができず、申立期間の保険料を納付していたと推認することが困難な上、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月20日から20年8月30日まで
A社(後に、B社)に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した旨の記録が確認できるとともに、昭和19年10月1日から22年8月31日までの期間のみに適用された脱退手当金支給の根拠規定である「49条の3」の記録を確認することができる。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 30 年 7 月 21 日まで
申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 30 年 8 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性 63 人のうち、申立人の資格喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する 21 人の支給記録を調査したところ、17 人が受給し、そのうち支給決定日を確認できない 3 人を除く 14 人中 9 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 11 日から 37 年 7 月 14 日まで

A社B事業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所を退職する際に、「脱退手当金の請求手続を事業所に依頼した。」と述べている上、申立人が勤務していたA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後 50 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する 52 人の支給記録を調査したところ、43 人に脱退手当金の支給記録が有り、うち申立人を含む 36 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている。また、申立期間当時の同僚から、「事務担当者から脱退手当金について説明を受けて受給した。手続は上司が行ったと思う。」と証言があることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性は高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 1 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間①については実際の給与額は標準報酬月額の 2 倍ぐらいであり、申立期間②については昼食と夕食の現物給与分が含まれていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保有していないためオンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された厚生年金保険料額以上の保険料について、給与から控除されていた事実を確認することができない上、「控除保険料額は標準報酬月額に対応する額だと思う。」と供述している。

また、申立期間②の一部期間について給与明細書を保有している同僚の厚生年金保険料控除額に対応する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、申立人の給与からもオンライン記録に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間②について、C 健康保険組合における申立人の標準報酬月額は厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、B 社は、当時の厚生年金保険料の控除額に関する資料は破棄しているため、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び保険料控除額については不明であると回答している上、文書照会には回答のあった複数の同僚は、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる証言や関連資料等

を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月17日から63年12月28日まで
A社での標準報酬月額の記録は、実際の給与額である15万円と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は当該期間に係る給与明細書を保有していないため、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された厚生年金保険料額以上の保険料について、給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡し、経理事務を担当していた事業主の妻は病気療養中のため当時の状況を確認できず、さらに会社の関係資料も処分されているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

加えて、文書照会した複数の同僚からは回答が無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から31年9月26日まで
申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の同僚の一人は、同社を退職する際に脱退手当金の説明を受けた旨の供述をしているとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性59人のうち、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する25人の支給記録を調査したところ、23人が受給し、そのうち支給決定日を確認できない4人を除く19人中15人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかあっても、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額について、年金事務所の記録と実際の給与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間のうち、平成 12 年 9 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額については、A 社が保管している同年 9 月から 13 年 1 月までの給与台帳により、厚生年金保険料控除額を確認すると、その控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、平成 8 年度から 12 年度までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の報酬月額欄の金額は、申立人の嘱託勤務契約書に記載された賃金額と一致している上、算出された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。